

令和 3 年 5 月 5 日現在

機関番号：12701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03453

研究課題名(和文) 平穏生活権の法的構成 人格権の側面と所有権的側面からの体系的研究

研究課題名(英文) The right to peaceful life in Japanese civil law system- property right aspect and moral right aspect

研究代表者

宮澤 俊昭 (MIYAZAWA, Toshiaki)

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・教授

研究者番号：30368279

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：人格権の権利として構成されて論じられてきた平穏生活権に対して、近時、福島原発事故による被害に関連して、人格権的利益のみならず財産権的利益をも包含した法的概念として、「包括的生活利益としての平穏生活権」が有力に主張されている。本研究では、下級審裁判例について分析・検討から、平穏生活権には、人格権的側面に加えて財産権的側面も認められること、および、平穏生活権は補充的機能と基盤的機能を有することを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

福島原発事故により生じた被害には、地域における生活が根底から破壊されたという被害があることが指摘されている。このような被害に対応する損害として、「ふるさと喪失損害」が主張されており、それを支える権利として包括的生活利益としての平穏生活権が主張されている。しかし、この権利の法的構成は十分に明確化されていなかった。本研究は、これまで検討の対象とされてこなかった下級審裁判例を分析することを通じて、その法的構成を明らかにすることを通じて、福島原発事故により生じた被害に対する適正な救済のあり方を示すことに寄与している。

研究成果の概要(英文)：Right to peaceful life has been discussed as a moral right. Recently, in relation to the damage caused by the Fukushima nuclear power plant accident, "the right to peaceful life as a comprehensive life interest" has been advocated as a legal concept that includes not only moral rights but also property rights. In this study, from the analysis and examination of the lower court cases, it was clarified that the right to peaceful life has a property right aspect in addition to a moral right aspect, and that the right to peaceful life has supplementary function and fundamental function.

研究分野：民法

キーワード：平穏生活権 人格権的利益 財産権的利益 包括的生活利益 ふるさと喪失損害

1. 研究開始当初の背景

平穏生活権は、当初、プライバシーの侵害を精神的平穏の侵害として法的に基礎付けるために用いられ、その後、暴力団事務所、廃棄物処理場、バイオハザード施設等の差止めを基礎付けるための権利としても認められてきた。このように、従来、平穏生活権は、人格権的権利としての平穏生活権の侵害という構成のもとで論じられてきた。

2011年3月に発生した福島原子力発電所事故(以下「本件原発事故」)以後、本件原発事故による被害を法的に把握するための概念として「包括的生活利益としての平穏生活権」が有力に主張されている。この法結的生活利益としての平穏生活権は、地域において平穏な日常生活を送ることができる生活利益そのものを法益として、生存権、身体的・精神的人格権、さらには財産権をも包摂した権利とされており、地域での元の生活を根底から丸ごと奪われたという福島原発事故における被害の実態を受け止める権利構成であるとされる。研究開始当初、このように本件原発事故における被害を「包括的生活利益としての平穏生活権」の侵害と捉えること自体については一般論として支持が広まっていたが、平穏生活権は健康・生命に不確実性を伴うリスクがある場合に用いられる概念であるとして、包括的生活利益としての平穏生活権と言う法的構成を用いることに否定的な見解も示されていた。

また、福島原発事故による被害が、放射線被曝そのものや、被曝を避けるための避難による被害に加えて、地域における生活が根底から破壊され、地域における生活が根底から破壊されたという被害がある。このような特徴をもつ福島原発事故の被害は、損害論のレベルにおいて包括的に把握する概念として、「ふるさと喪失損害」が主張されていた。このふるさと喪失損害における「ふるさと」は、単に「昔過ごした懐かしい場所」という意味にとどまらず、人々が日常生活を送り生業を営んでいた場としての「地域」を指しているとされる。このようなふるさと喪失損害を権利論の視点から支える根拠として示されていたのが、包括的生活利益としての平穏生活権であった。

以上のような議論状況に照らして、本件原発事故の被害救済・紛争解決にとって、平穏生活権の法的構成を規範的・体系的な視点から具体的に提示することが喫緊の課題となっていた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、人格権的利益と財産権的利益のいずれをも包含する権利概念としての平穏生活権を認めうるのか、認めうるのであれば、そのような平穏生活権はどのような法的構成・機能を有するのか、という問いに対して具体的な解を示すことである。

3. 研究の方法

本研究の方法においては、平穏生活権が、下級審裁判例の蓄積を基礎として導かれてきた法的概念であることが重要な意義を持つ。平穏生活権は、最近になって出現したというのではなく、下級審裁判例において散発的に現れていた考え方の発展であるとされる。このような平穏生活権をめぐる議論の発展の経緯に鑑みれば、平穏生活権の構成・機能を考察するためには、福島原発事故をめぐる訴訟以外の事案において、下級審裁判例が平穏に生活を行うことを法益としてどのように扱ってきたのか、という問題に改めて目を向ける必要がある。特に、平穏生活権をめぐるこれまでの学説の議論において重視されてこなかった下級審裁判例について分析・検討を行うことが重要となる。そこで、本研究においては、平穏生活権についての従来の学説における整理には適切に位置づけられないと考えられる下級審裁判例を析出し、この裁判例の分析と検討を行うと言う方法を用いて、平穏生活権の法的構成・機能を明らかにすることとした。

4. 研究成果

下級審裁判例の分析から、従来の議論では論じられていなかった内容として、次の三つを指摘できる。

第一に、財産権的利益に関わる平穏生活権が認められていることである。従来の議論において身体権や(精神的不快感などの)主観的利益といった人格権的利益を対象とする権利と整理されてきた平穏生活権が、財産権的利益についても機能を有することを示す裁判例がみられる。

第二に、包括的に種々の人格権的利益を享受する活動としての「平穏に生活すること」それ自体を被侵害利益とすることが認められていることである。このように平穏に生活することそれ自体を保護法益とする平穏生活権は、従来の議論における平穏生活権の整理のいずれの類型にも位置付けることはできない。

第三に、包括的に種々の財産権的利益を享受する活動それ自体も被侵害利益と認められていることである。人格権的利益を享受する活動にとどまらず、財産権的利益を享受する活動そのものについても、平穏生活権として構成されている。このような平穏生活権も、やはり従来の議論において示されている類型のいずれにも位置付けることはできない。

以上のような下級審裁判例の分析から、まず、平穏生活権には、人格権的側面に加えて、財産権的側面も認められると言うべきであることが明らかとなった。

さらに、平穏生活権には、補充的機能と基盤的機能が認められることも明らかとなった。

補充的機能とは、次の二つの内容を含む。その一つが、人格権・財産権いずれについても、既存の法理では権利として把握されてこなかった利益について、総合的な考慮のもとに権利性を認めるか否かを判定する場を提供し、その権利性が認められると判断される場合には保護の範囲の拡大を基礎付ける、という意味で人格権・財産権を補充する機能である。もう一つが、人格権的利益と財産権的利益を保護法益として峻別することが適当とは言えない場面（相隣関係の調整の場面等）において、紛争の実態に即した受忍限度判断（総合的衡量）を基礎付ける機能である。

基盤的機能とは、人格権的利益・財産権的利益のいずれをも享受する活動そのものを保護法益として把握することを基礎付けるという意味で、人格権・財産権を享受する基盤を法的保護の対象とする機能である。

以上のような平穩生活権の人格権的側面と財産権的側面、およびその補充的機能と基盤的機能を通じて、包括的生活利益としての平穩生活権という法的構成、およびふるさと喪失損害という損害概念を基礎付けることができることも明らかとなった。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 宮澤俊昭	4. 巻 24
2. 論文標題 諫早湾干拓地潮受堤防の排水門の開門を認めた確定判決の執行を許さないとした事例（福岡高判平成30年7月30日裁判所HP）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 275-278
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 宮澤俊昭	4. 巻 10
2. 論文標題 諫早湾干拓紛争一連の裁判が法学に対して問いかけるもの	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 253-262
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 宮澤俊昭	4. 巻 28-3
2. 論文標題 間接強制金の法的性質についての一考察－諫早湾干拓紛争におけるいくつかの問題をきっかけとして	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 横浜法学	6. 最初と最後の頁 253-262
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 宮澤俊昭	4. 巻 22
2. 論文標題 諫早湾干拓地潮受堤防に設置された排水門の開門差止めが認められた事例	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 267-270
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮澤俊昭	4. 巻 240
2. 論文標題 北川湿地事件 自然の権利と民事差止訴訟	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 環境法判例百選(第3版)(別冊ジュリスト)	6. 最初と最後の頁 152-153
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮澤俊昭	4. 巻 766
2. 論文標題 諫早湾干拓紛争をめぐる裁判における因果関係判断の検討ー民事裁判の当事者としての国の位置付けを視野に入れて	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 59-63
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮澤俊昭	4. 巻 27-1
2. 論文標題 諫早湾干拓紛争をめぐる裁判における因果関係判断の検討ー民事裁判の当事者としての国の位置付けを視野に入れて	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 横浜法学	6. 最初と最後の頁 169-204
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮澤俊昭	4. 巻 2330
2. 論文標題 消費者契約法における「勧誘」要件の解釈	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 116-132
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮澤俊昭	4. 巻 55
2. 論文標題 借上型区民住宅に関する賃貸借契約の賃借人からの更新拒絶による終了と賃貸人によるその終了の転借人への対抗	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 38-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮澤俊昭	4. 巻 66
2. 論文標題 シェアリングエコノミーをめぐる法的課題 = 取引当事者間の私法的関係を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ウェブ版国民生活	6. 最初と最後の頁 8-10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------